

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項

愛媛県教育委員会

目次

1	実施要項（小学校教員志願者用）	2
2	実施要項（中学校教員志願者用）	5
3	実施要項（高等学校教員志願者用）	9
4	実施要項（特別支援学校教員志願者用）	13
5	出願手順	17
6	様式	18
	(1) 推薦書類送付票	
	ア 小学校教員志願者用（様式1-1）	
	イ 中学校教員志願者用（様式1-2）	
	ウ 高等学校教員志願者用（様式1-3）	
	エ 特別支援学校志願者用（様式1-4）	
	(2) 推薦書（様式2）	
	(3) 成績内訳表（様式3）	
	(4) 自己アピールシート（様式4）	

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項
(小学校教員志願者用)

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施に当たり、大学等推薦特別選考は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）に定めるもののほか、この要項に基づいて実施する。

1 推薦の対象となる試験区分

小学校教員

2 小学校教員志願者を推薦することができる大学等

小学校教諭一種免許状又は小学校教諭専修免許状取得のための課程認定を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院及び教職大学院（以下「大学等」という。）

3 推薦人数

大学及び大学院からの推薦人数については、上記2で定める要件を満たす大学ごとに4名（大学院を置く大学にあつては、大学院と合わせて4名）までを上限とする。ただし、各大学及び大学院における令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の小学校教員の受験者数（令和5年度に当該大学及び大学院に在籍していた者に限る。）に100分の20を乗じて得た人数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。）が5名以上の場合は、その人数（以下「受験者数に応じた推薦人数」という。）を上限とする。

なお、教職大学院からの推薦人数については、上限は設けない。

4 推薦要件

次の(1)から(6)までの全ての要件を満たし、学長が推薦する者

- (1) 愛媛県公立学校の小学校教員となることを第一志望とし、令和7年度の採用を希望する者
- (2) 教育に熱意と使命感を持ち、研究成果又は大学内外での諸活動で顕著な実績があり、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量及び総合的な人間力を有している者
- (3) 次のア又はイのいずれかを満たす者
 - ア 大学から推薦する場合にあつては、令和7年3月31日までに卒業見込みであり、かつ、小学校教諭一種免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者
 - イ 大学院又は教職大学院から推薦する場合にあつては、令和7年3月31日までに修了見込みであり、かつ、小学校教諭専修免許状を現に有する者又は令和7年3月31

日までに取得する見込みの者

- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 昭和 40 年 4 月 2 日以降に出生した者
- (6) 愛媛県公立学校の小学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者（※）

（※） 学業成績が優秀な者とは、取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が 8 割以上で、かつ、「優」が 5 割以上であること。ただし、学業成績は、令和 6 年 3 月 31 日時点で評価し、「優」「良」「可」の評価は、次表のとおり大学等において 100 点満点に換算するものとする。

なお、大学院又は教職大学院から推薦する者については、大学院又は教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

評価	点数
優	80 点以上
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満

5 出願方法

(1) 出願手順（別紙参照）

ア 大学等

- (7) 自己アピールシート（様式 4）を受領するとともに、被推薦者を決定する。
- (i) 推薦書類送付票（様式 1-1）、推薦書（様式 2）、成績証明書（※）及び成績内訳表（様式 3）を作成する。

（※） 成績証明書に成績評価基準が記載されていない場合は、成績評価基準を定めた資料を添付すること。

- (ii) 上記(7)及び(i)に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）を下記提出先に推薦書類郵送等期限までに簡易書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって送付する。

イ 被推薦者

- (7) 自己アピールシート（様式 4）を作成し、大学等へ提出する。
- (i) 「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受験申込受付期間中に送信すること。（受験申込みの手続については、志願要項 11 で確認すること。）

※ 被推薦者は、令和 7 年度愛媛県公立学校教員採用選考試験における他の選考

区分と重複して出願することはできない。

(2) 受験申込受付期間

令和6年4月18日(木)午前9時から5月30日(木)午後5時15分まで

(3) 推薦書類郵送等期限

令和6年5月30日(木)必着

※ 被推薦者からのシステムによる受験申込受付期間内の受験申込み完了及び大学等からの推薦書類郵送等期限までの推薦書類の到着をもって出願完了とする。

6 大学等推薦特別選考対象者の決定等について

(1) 推薦書類の内容を審査し、大学等推薦特別選考の対象者(以下「大学等推薦対象者」という。)を決定する。

(2) 審査の結果、大学等推薦対象者とならなかったときは、一般選考志願者として取り扱う。

(3) 審査結果は、7月上旬までに大学等を通じて被推薦者に通知する。

(4) 大学等推薦対象者は、前期第1次選考試験の全てを免除する。

(5) 合否結果通知は、9月中旬(予定)に大学等推薦対象者あてに送付するとともに、大学等あてに通知する。

7 提出先及び問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課(電話(089)912-2942)

※ 推薦書類提出の際は角形2号封筒の表に「大学等推薦特別選考 推薦書在中」と朱書きすること。

8 その他

(1) 大学等推薦特別選考により合格した場合において、この要項に定める推薦要件を満たさなかったときは、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の合格を取り消す。

(2) 大学等推薦特別選考による合格者は、志願要項10に定める「大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置」の申出はできない。

(3) 大学等推薦特別選考による合格者が採用を辞退した場合において、次年度以降の愛媛県公立学校教員採用選考試験の受験を希望するときは、「大学等推薦特別選考」への申請はできない。

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項
(中学校教員志願者用)

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施に当たり、大学等推薦特別選考は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）に定めるもののほか、この要項に基づいて実施する。

1 推薦の対象となる試験区分

中学校教員（愛媛県教育委員会が指定する教科（以下「指定する教科」という。）に限る。）

2 指定する教科

志願要項9(7)の指定する教科は次のとおりとする。

指定する教科

国語、数学、理科、音楽、美術、技術・家庭及び英語

3 中学校教員志願者を推薦することができる大学等

指定する教科に係る中学校教諭一種免許状又は中学校教諭専修免許状取得のための課程認定（被推薦者が志願する試験区分の教科と一致するものに限る。）を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院及び教職大学院（以下「大学等」という。）

4 推薦人数

大学及び大学院からの推薦人数については、上記3で定める要件を満たす大学ごとに、指定する教科につき1名（大学院を置く大学にあっては、大学院と合わせて1名）を上限とする。ただし、各大学及び大学院における令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の指定する教科ごとの受験者数（令和5年度に当該大学及び大学院に在籍していた者に限る。）に100分の20を乗じて得た人数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。）が2名以上の場合、その人数（以下「受験者数に応じた推薦人数」という。）を上限とする。

なお、教職大学院からの推薦人数については、上限を設けない。

5 推薦要件

次の(1)から(6)までの全ての要件を満たし、学長が推薦する者

- (1) 愛媛県公立学校の中学校教員となることを第一志望とし、令和7年度の採用を希望する者
- (2) 教育に熱意と使命感を持ち、研究成果又は大学内外での諸活動で顕著な実績があり、

教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量及び総合的な人間力を有している者

(3) 次のア又はイのいずれかを満たす者

ア 大学から推薦する場合にあっては、令和7年3月31日までに卒業見込みであり、かつ、志願する試験区分に相当する中学校教諭一種免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者

イ 大学院又は教職大学院から推薦する場合にあっては、令和7年3月31日までに修了見込みであり、かつ、志願する試験区分に相当する中学校教諭専修免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

(5) 昭和40年4月2日以降に出生した者

(6) 愛媛県公立学校の中学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者（※）

（※） 学業成績が優秀な者とは、取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が8割以上で、かつ、「優」が5割以上であること。ただし、学業成績は、令和6年3月31日時点で評価し、「優」「良」「可」の評価は、次表のとおり大学等において100点満点に換算するものとする。

なお、大学院又は教職大学院から推薦する者については、大学院又は教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

評価	点数
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満

6 出願方法

(1) 出願手順（別紙参照）

ア 大学等

(7) 自己アピールシート（様式4）を受領するとともに、被推薦者を決定する。

(i) 推薦書類送付票（様式1-2）、推薦書（様式2）、成績証明書（※）及び成績内訳表（様式3）を作成する。

（※） 成績証明書に成績評価基準が記載されていない場合は、成績評価基準を定めた資料を添付すること。

(ii) 上記(7)及び(i)に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）を下記提出先に推薦書類郵送等期限までに簡易書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務

であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって送付する。

イ 被推薦者

- (7) 自己アピールシート（様式4）を作成し、大学等へ提出する。
- (4) 「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受験申込受付期間中に送信すること。（受験申込みの手続については、志願要項 **11** で確認すること。）

※ 被推薦者は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験における他の選考区分と重複して出願することはできない。

(2) 受験申込受付期間

令和6年4月18日（木）午前9時から5月30日（木）午後5時15分まで

(3) 推薦書類郵送等期限

令和6年5月30日（木）必着

※ 被推薦者からのシステムによる受験申込受付期間内の受験申込み完了及び大学等からの推薦書類郵送等期限までの推薦書類の到着をもって出願完了とする。

7 大学等推薦特別選考対象者の決定等について

- (1) 推薦書類の内容を審査し、大学等推薦特別選考の対象者（以下「大学等推薦対象者」という。）を決定する。
- (2) 審査の結果、大学等推薦対象者とならなかったときは、一般選考志願者として取り扱う。
- (3) 審査結果は、7月上旬までに大学等を通じて被推薦者に通知する。
- (4) 大学等推薦対象者は、前期第1次選考試験の全てを免除する。
- (5) 合否結果通知は、9月中旬（予定）に大学等推薦対象者あてに送付するとともに、大学等あてに通知する。

8 提出先及び問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課（電話(089)912-2942）

※ 推薦書類提出の際は角形2号封筒の表に「大学等推薦特別選考 推薦書在中」と朱書きすること。

9 その他

- (1) 大学等推薦特別選考により合格した場合において、この要項に定める推薦要件を満たさなかったときは、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の合格を取り消す。
- (2) 大学等推薦特別選考による合格者は、志願要項 **10** に定める「大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置」の申出はできない。

- (3) 大学等推薦特別選考による合格者が採用を辞退した場合において、次年度以降の愛媛県公立学校教員採用選考試験の受験を希望するときは、「大学等推薦特別選考」への申請はできない。

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項
(高等学校教員志願者用)

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施に当たり、大学等推薦特別選考は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）に定めるもののほか、この要項に基づいて実施する。

1 推薦の対象となる試験区分

高等学校教員（愛媛県教育委員会が指定する教科（以下「指定する教科」という。）に限る。）

2 指定する教科

志願要項9(7)の指定する教科は次のとおりとする。

指定する教科

音楽、美術、書道（国語）、家庭、情報、農業、工業、商業及び水産

3 高等学校教員志願者を推薦することができる大学等

指定する教科に係る高等学校教諭一種免許状又は高等学校教諭専修免許状取得のための課程認定（被推薦者が志願する試験区分の教科と一致するものに限る。）を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院及び教職大学院（以下「大学等」という。）

4 推薦人数

大学及び大学院からの推薦人数については、上記3で定める要件を満たす大学又は大学院それぞれにおいて、指定する教科につき1名を上限とする。ただし、各大学又は大学院における令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の指定する教科ごとの受験者数（令和5年度に当該大学又は大学院に在籍していた者に限る。）に100分の20を乗じて得た人数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。）が2名以上の場合は、その人数（以下「受験者数に応じた推薦人数」という。）を上限とする。

なお、教職大学院からの推薦人数については、上限を設けない。

5 推薦要件

次の(1)から(6)までの全ての要件を満たし、学長が推薦する者

- (1) 愛媛県公立学校の高等学校教員となることを第一志望とし、令和7年度の採用を希望する者
- (2) 教育に熱意と使命感を持ち、研究成果又は大学内外での諸活動で顕著な実績があり、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量及び総合的な人間力を有している者

- (3) 次のア又はイのいずれかを満たす者
- ア 大学から推薦する場合にあつては、令和7年3月31日までに卒業見込みであり、かつ、志願する試験区分に相当する高等学校教諭一種免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者
- イ 大学院又は教職大学院から推薦する場合にあつては、令和7年3月31日までに修了見込みであり、かつ、志願する試験区分に相当する高等学校教諭専修免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 昭和40年4月2日以降に出生した者
- (6) 愛媛県公立学校の高等学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者（※）
- （※） 学業成績が優秀な者とは、取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が8割以上で、かつ、「優」が5割以上であること。ただし、学業成績は、令和6年3月31日時点で評価し、「優」「良」「可」の評価は、次表のとおり大学等において100点満点に換算するものとする。
- なお、大学院又は教職大学院から推薦する者については、大学院又は教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

評価	点数
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満

6 出願方法

(1) 出願手順（別紙参照）

ア 大学等

- (7) 自己アピールシート（様式4）を受領するとともに、被推薦者を決定する。
- (i) 推薦書類送付票（様式1-3）、推薦書（様式2）、成績証明書（※）及び成績内訳表（様式3）を作成する。
- （※） 成績証明書に成績評価基準が記載されていない場合は、成績評価基準を定めた資料を添付すること。
- (ii) 上記(7)及び(i)に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）を下記提出先に推薦書類郵送等期限までに簡易書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって送付する。

イ 被推薦者

- (7) 自己アピールシート（様式4）を作成し、大学等へ提出する。
- (4) 「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受験申込受付期間中に送信すること。（受験申込みの手続については、志願要項 **11** で確認すること。）
- ※ 被推薦者は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験における他の選考区分と重複して出願することはできない。

(2) 受験申込受付期間

令和6年4月18日（木）午前9時から5月30日（木）午後5時15分まで

(3) 推薦書類郵送等期限

令和6年5月30日（木）必着

※ 被推薦者からのシステムによる受験申込受付期間内の受験申込み完了及び大学等からの推薦書類郵送等期限までの推薦書類の到着をもって出願完了とする。

7 大学等推薦特別選考対象者の決定等について

- (1) 推薦書類の内容を審査し、大学等推薦特別選考の対象者（以下「大学等推薦対象者」という。）を決定する。
- (2) 審査の結果、大学等推薦対象者とならなかったときは、一般選考志願者として取り扱う。
- (3) 審査結果は、7月上旬までに大学等を通じて被推薦者に通知する。
- (4) 大学等推薦対象者は、前期第1次選考試験の全てを免除する。
- (5) 合否結果通知は、9月中旬（予定）に大学等推薦対象者あてに送付するとともに、大学等あてに通知する。

8 提出先及び問い合わせ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課（電話(089)912-2952）

※ 推薦書類提出の際は角形2号封筒の表に「大学等推薦特別選考 推薦書在中」と朱書きすること。

9 その他

- (1) 大学等推薦特別選考により合格した場合において、この要項に定める推薦要件を満たさなかったときは、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の合格を取り消す。
- (2) 大学等推薦特別選考による合格者は、志願要項 **10** に定める「大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置」の申出はできない。
- (3) 大学等推薦特別選考による合格者が採用を辞退した場合において、次年度以降の愛媛県公立学校教員採用選考試験の受験を希望するときは、「大学等推薦特別選考」への

申請はできない。

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項
(特別支援学校教員志願者用)

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施に当たり、大学等推薦特別選考は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）に定めるもののほか、この要項に基づいて実施する。

1 推薦の対象となる試験区分

特別支援学校教員（小学部、中学部及び高等部。ただし、中学部及び高等部については愛媛県教育委員会が指定する教科（以下「指定する教科」という。）に限る。）

2 指定する教科

志願要項9(7)の指定する教科は次のとおりとする。

指定する教科

中学部…国語、数学、理科、音楽、美術、技術・家庭及び英語

高等部…音楽、美術、書道（国語）、家庭、情報、農業、工業、商業及び水産

3 特別支援学校教員志願者を推薦することができる大学等

(1) 小学部

小学部志願者にあつては、小学校教諭一種免許状又は小学校教諭専修免許状及び特別支援学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭専修免許状取得のための課程認定を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院及び教職大学院（以下「大学等」という。）

(2) 中学部

中学部志願者にあつては、指定する教科に係る中学校教諭一種免許状又は中学校教諭専修免許状及び特別支援学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭専修免許状取得のための課程認定（被推薦者が志願する試験区分の教科と一致するものに限る。）を受けており、通信制の課程によらない大学等。

(3) 高等部

高等部志願者にあつては、指定する教科に係る高等学校教諭一種免許状又は高等学校教諭専修免許状及び特別支援学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭専修免許状取得のための課程認定（被推薦者が志願する試験区分の教科と一致するものに限る。）を受けており、通信制の課程によらない大学等。

4 推薦人数

大学及び大学院からの推薦人数については、上記3で定める要件を満たす大学又は大学院それぞれにおいて、小学部については1名、中学部及び高等部については指定する教

科につき1名を上限とする。ただし、各大学又は大学院における令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の小学部、中学部又は高等部（中学部及び高等部にあつては指定する教科）それぞれの受験者数（令和5年度に当該大学又は大学院に在籍していた者に限る。）に100分の20を乗じて得た人数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。）が2名以上の場合は、その人数（以下「受験者数に応じた推薦人数」という。）を上限とする。

なお、教職大学院からの推薦人数については、上限を設けない。

5 推薦要件

次の(1)から(6)までの全ての要件を満たし、学長が推薦する者

- (1) 愛媛県公立学校の特別支援学校教員となることを第一志望とし、令和7年度の採用を希望する者
- (2) 教育に熱意と使命感を持ち、研究成果又は大学内外での諸活動で顕著な実績があり、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量及び総合的な人間力を有している者
- (3) 次のア又はイのいずれかを満たす者
 - ア 大学から推薦する場合にあつては、令和7年3月31日までに卒業見込みであり、かつ、志願する試験区分に相当する一種免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者
 - イ 大学院又は教職大学院から推薦する場合にあつては、令和7年3月31日までに修了見込みであり、かつ、志願する試験区分に相当する専修免許状を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 昭和40年4月2日以降に出生した者
- (6) 愛媛県公立学校の特別支援学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者（※）

（※）学業成績が優秀な者とは、取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が8割以上で、かつ、「優」が5割以上であること。ただし、学業成績は、令和6年3月31日時点で評価し、「優」「良」「可」の評価は、次表のとおり大学等において100点満点に換算するものとする。

なお、大学院又は教職大学院から推薦する者については、大学院又は教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。

評価	点数
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満

6 出願方法

- (1) 出願手順（別紙参照）

ア 大学等

- (7) 自己アピールシート（様式4）を受領するとともに、被推薦者を決定する。
- (イ) 推薦書類送付票（様式1-4）、推薦書（様式2）、成績証明書（※）及び成績内訳表（様式3）を作成する。
 - （※） 成績証明書に成績評価基準が記載されていない場合は、成績評価基準を定めた資料を添付すること。
- (ロ) 上記(7)及び(イ)に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）を下記提出先に推薦書類郵送等期限までに簡易書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって送付する。

イ 被推薦者

- (7) 自己アピールシート（様式4）を作成し、大学等へ提出する。
 - (イ) 「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受験申込受付期間中に送信すること。（受験申込みの手続については、志願要項11で確認すること。）
 - ※ 被推薦者は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験における他の選考区分と重複して出願することはできない。
- (2) 受験申込受付期間
令和6年4月18日（木）午前9時から5月30日（木）午後5時15分まで
 - (3) 推薦書類郵送等期限
令和6年5月30日（木）必着
 - ※ 被推薦者からのシステムによる受験申込受付期間内の受験申込み完了及び大学等からの推薦書類郵送等期限までの推薦書類の到着をもって出願完了とする。

7 大学等推薦特別選考対象者の決定等について

- (1) 推薦書類の内容を審査し、大学等推薦特別選考の対象者（以下「大学等推薦対象者」という。）を決定する。
- (2) 審査の結果、大学等推薦対象者とならなかったときは、一般選考志願者として取り扱う。
- (3) 審査結果は、7月上旬までに大学等を通じて被推薦者に通知する。
- (4) 大学等推薦対象者は、前期第1次選考試験の全てを免除する。
- (5) 合否結果通知は、9月中旬（予定）に大学等推薦対象者あてに送付するとともに、大学等あてに通知する。

8 提出先及び問い合わせ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課（電話(089)912-2952）

※ 推薦書類提出の際は角形2号封筒の表に「大学等推薦特別選考 推薦書在中」と朱書きすること。

9 その他

- (1) 大学等推薦特別選考により合格した場合において、この要項に定める推薦要件を満たさなかったときは、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の合格を取り消す。
- (2) 大学等推薦特別選考による合格者は、志願要項**10**に定める「大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置」の申出はできない。
- (3) 大学等推薦特別選考による合格者が採用を辞退した場合において、次年度以降の愛媛県公立学校教員採用選考試験の受験を希望するときは、「大学等推薦特別選考」への申請はできない。

【出願手順】

	大学等	被推薦者
4月18日 受験申込 9時 受付開始	推薦の受付	推薦の依頼
	様式4の受領	様式4を作成し、大学等へ提出
	被推薦者の決定	
	被推薦者への通知	出願 ※志願要項11の「前期選考試験受験申込みの手続」を参照
	様式1、様式2、様式3及び成績証明書を作成	
5月30日 受験申込 17時15分 受付締切	様式1、様式2、様式3、様式4及び成績証明書を 推薦書類郵送等期限（5月30日）までに簡易書留郵便等 で送付	志願要項4に定める加点を願い出る場合、加点の願い出用紙と要件を満たすことを証明する書類の写しを 受験申込受付期間内に 送付
5月30日 推薦書類郵送期限 必着	①被推薦者... 受験申込受付期間内に 「愛媛県採用試験申込みシステム」にて申込み完了 ②大学等及び教職大学院... 推薦書類郵送等期限までに 推薦書類を郵送先へ必着 ①と②が完了して出願完了	
郵送先	【小学校教員及び中学校教員】 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 【高等学校教員及び特別支援学校教員】 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課	

【推薦書類】

作成	書類名	様式	備考
大学等	推薦書類送付票	様式1(1-1から1-4のいずれか)	
	推薦書	様式2	両面印刷
	成績証明書 ※	大学で定める様式	
	成績内訳表	様式3	
	自己アピールシート	様式4	自筆に限る

※ 成績証明書に成績評価基準が記載されていない場合、成績評価基準を定めた資料を添付してください。

推薦書類送付票（小学校教員志願者用）

○推薦大学等

大学等名	
〒	
所在地	
担当部署	
担当者名	
連絡先	電話： FAX： E-mail：

○被推薦者一覧

※大学・大学院合わせて4名以内（昨年度の受験者数に応じた推薦人数が5名以上の場合はその人数まで）。教職大学院については上限なし。

	氏名	フリガナ	現所属大学等
1			大学・大学院・教職大学院
2			大学・大学院・教職大学院
3			大学・大学院・教職大学院
4			大学・大学院・教職大学院
5			大学・大学院・教職大学院
6			大学・大学院・教職大学院
7			大学・大学院・教職大学院
8			大学・大学院・教職大学院
9			大学・大学院・教職大学院
10			大学・大学院・教職大学院
11			大学・大学院・教職大学院
12			大学・大学院・教職大学院
13			大学・大学院・教職大学院
14			大学・大学院・教職大学院
15			大学・大学院・教職大学院

（留意事項）

- ・ 担当部署及び担当者名については、選考結果の送付先を記載してください。
- ・ 現所属大学等の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- ・ 欄が不足する場合は、本用紙をコピーして使用してください。

推薦書類送付票（高等学校教員志願者用）

○推薦大学等

大学等名	
〒	
所在地	
担当部署	
担当者名	
連絡先	電話： FAX： E-mail：

○被推薦者一覧

※大学・大学院それぞれから各教科1名以内（昨年度の受験者数に応じた推薦人数が2名以上の場合はその人数まで）。教職大学院については上限なし。

教科	氏名	フリガナ	現所属大学等
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院
			大学 ・ 大学院 ・ 教職大学院

（留意事項）

- ・ 担当部署及び担当者名については、選考結果の送付先を記載してください。
- ・ 教科欄には、被推薦者が志願する教科名を記載してください。
- ・ 現所属大学等の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- ・ 欄が不足する場合は、本用紙をコピーして使用してください。

令和6年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

大学名

学長名

印

推薦書

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験における大学等推薦特別選考に、実施要項に定める推薦要件を満たす者として、下記の者を推薦します。

氏名	学部		
	学科		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	令和 7 年 3 月 日 卒業見込 修了見込
所有（見込）免許状	小学校	<input type="checkbox"/> 専修免許状 <input type="checkbox"/> 一種免許状	
	中学校	<input type="checkbox"/> 専修免許状 <input type="checkbox"/> 一種免許状	
		教科	
	高等学校	<input type="checkbox"/> 専修免許状 <input type="checkbox"/> 一種免許状	
		教科	
	特別支援学校	<input type="checkbox"/> 専修免許状 <input type="checkbox"/> 一種免許状	
		領域	

※ 志願する試験区分に相当する免許状について記載すること。

1 評価項目

項目	推薦する点
教職に対する強い情熱について	
教育の専門家としての確かな力量について	
総合的な人間力について	

2 総合所見

--

記載責任者（職・氏名）

（裏面に注意事項を記載しています。）

注意事項

1 評価項目については、次のような内容について記載してください。

項目	推薦する点
教職に対する強い情熱について	教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などについて記載してください。
教育の専門家としての確かな力量について	児童・生徒理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、HR経営力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などについて記載してください。
総合的な人間力について	豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質などについて記載してください。

成績内訳表

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験における大学等推薦特別選考に推薦する下記の者の成績の内訳は次のとおりです。

氏名		学部	
		学科	
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	令和 7 年 3 月 日 卒業見込 修了見込

※「優」は80～100点、「良」は70～79点、「可」は60～69点とする。（100点満点中）

取得単位科目	※「優」、「良」、「可」の個数を入力すると、あとは自動計算されます。
「優」	_____ 個
「良」	_____ 個
「可」	_____ 個
合計	_____ 個
「優」+「良」の割合（推薦基準は8割以上）	
_____ %	（小数第2位を四捨五入）
「優」の割合（推薦基準は5割以上）	
_____ %	（小数第2位を四捨五入）

成績証明書に成績評価基準が記載されていない場合、成績評価基準を定めた資料を添付してください。

